

## <薬の与薬について>

認定こども園大野めぐみ保育園

本園での薬の取り扱いに関しましては、やむを得ず園で飲ませる必要がある場合、保護者と園との信頼関係において、園の担当者が保護者に代わって薬を与えることを考慮します。与薬による事故を防ぎ、児童の健康と安全を守るために、下記の事についてご理解とご協力をお願いいたします。

- 一、医師の指示により処方された薬のみ投薬します。
- 一、一日3回の投薬の場合につき、お昼の分のみについて投薬いたします。
- 一、お子さんが今まで使用したことのない新しい薬は、園での使用時に発疹や嘔吐などの思わぬ副作用が生じる恐れがありますので、与えることはできません。園で与える薬は少なくとも一度は保護者が与えた薬に限ります。
- 一、薬の説明書を付けてください
  - ・コピーで可・7日間有効（飲み薬の場合、ただし塗り薬の場合はこの限りでない）
  - ・処方内容に変更の場合は新しい薬の説明書を提出のこと
- 一、薬依頼書に必ず必要事項を記入してください。記載漏れがある場合や不備がある場合は薬を与えられません。
- 一、薬は透明のジッパー付の袋に名前を記入し、その中に薬依頼書・1回分のみの薬・薬の説明書を入れてください。
- 一、薬の袋あるいは薬の容器・フタにも名前を書いてください。
- 一、薬は職員に手渡ししてください。
- 一、薬を飲ませたら薬依頼書はお返しします。
- 一、お子さんが嫌がったり、吐いたりして飲ませられない場合、園では薬を与えられない事があります。

\*発熱時の解熱剤や喘息発作時の気管支拡張剤（発作止め）などはお預かりできません。

\*医師から処方された抗けいれん剤（けいれん止め）は、こどもの安全を守るため園で急な発熱時の対応の為お預かりいたします。

- ・透明のジッパー付の袋に名前を記入し、その中に名前を書いたけいれん止め1個と薬の説明書を入れてください。冷所保存いたします。
- ・薬の使用にあたっては、必ず保護者に連絡をし、指示を受けた後に投薬します。
- ・保護者は薬の有効期限等を責任を持って把握し、適宜新しい薬に交換してください。